

労働保険のお知らせ

平成21年度から
年度更新の申告・納付時期が変わります

平成20年度まで
4/1～5/20



平成21年度から
6/1～7/10

- 平成21年度から、年度更新の手続は6月1日から7月10日までの間に行ってくださいことになります。また、年度更新申告書は5月末に送付する予定です。

なお、労働保険料等の算定方法は変わりません（4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります）。

【分納の納期限】

		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険事務組合		11月14日	翌年2月14日

※ 納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日となります。

労働保険事務組合に委託している事業主様は、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。

- 平成21年度からの保険料率につきましては、年度更新申告書をお送りする際にお知らせします。

- 従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。

ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。



厚生労働省 年度更新変更お知らせページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/index.html>